

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

2019年12月26日

死刑の執行に、憤りを持って抗議致します。

法務大臣 森雅子様
内閣総理大臣 安倍晋三様

2019年12月26日、福岡拘置所において、中国人の魏巍（ウェイウェイ）氏に対して死刑が執行されました。どのような立場にある人間であれ、人間の尊厳の最も基本にあるいのちを奪ったことに対し、強く抗議いたします。魏巍氏は再審請求をしており、この度の執行は明らかに自由人権規約第6条に違反するものです。

また、新年を迎えようとするこの時期の執行は、死刑執行に対する国民の関心を逸らすための、恣意的な執行と言わざるを得ません。

死刑制度の存置が犯罪抑止力にならないことは、統計上からも明白です。また、冤罪事件は後を絶たず、ひとたび死刑が執行されれば取り返しがつきません。更に、死刑制度の存置は、死刑制度廃止へと向かう国際社会の潮流に逆行するものです。

わたしたちは現在、死刑の判決後キリスト教の信仰を受け入れ、受洗した死刑囚と共に信仰生活を送っております。また、これまでに、自分の犯した罪に真摯に向き合い、「生きて罪を償いたい」と贖罪の日々を送っていた5名の同宗の友を、死刑の執行によって奪われました。わたしたちの、死刑制度廃止を求める願いには切なるものがあります。

わたしたちは、神より与えられたすべての人の生命と尊厳、そして人権を守るキリスト教信仰にたって、一日も早い死刑制度の廃止を訴えます。森法務大臣には、是非とも多くの死刑制度の廃止を訴えるわたしたち国民の声に耳を傾け、内閣及び国会の場において、死刑制度廃止に向け努力されますように、また、その法改正がなされるまで、決して死刑の執行をしないよう強く要請いたします。

日本聖公会
正義と平和委員会
委員長 主教 上原 榮正